

地球温暖化問題への経済合理的な対応～税制等の経済的措置の有効活用

第1ステップ（2002～2004年）

既存のエネルギー関連税制、特別会計のグリーン化を推進する。

中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会の中間報告（平成14年6月）による。

エネルギー特別会計の見直し（石炭課税、税率の上方調整、省エネ・代エネの歳出強化）

エネルギー政策の観点からの見直しであり、温暖化対策税とは目的、性格、内容が全く異なる。

環境省による事業の提案

エネルギー起源CO₂の排出抑制に役立つ省エネ・代エネ事業を行う地方公共団体に対して、メニュー方式で各種の事業を支援。

エネルギー起源CO₂の排出削減に資する新しい技術開発の促進。

地方公共団体、都道府県センター、推進員、地域協議会などと連携した、省エネ・代エネ普及啓発の草の根レベルでの全国展開。

費用効果的なCO₂排出抑制手法である京都メカニズムを活用した省エネ・代エネ事業の国際的展開 等

第2ステップ（2005～2007年）

2004年の評価・見直しは、今回の石油特別会計のグリーン化を含め、あらゆる施策・事業を対象。

必要とされた場合には、温暖化対策を主目的とする温暖化対策税の導入など、追加的な政策を展開。

温暖化対策税

（検討中）

中央環境審議会
地球温暖化対策
税制専門委員会
における検討
（平成13年10月
以来10回開催。）

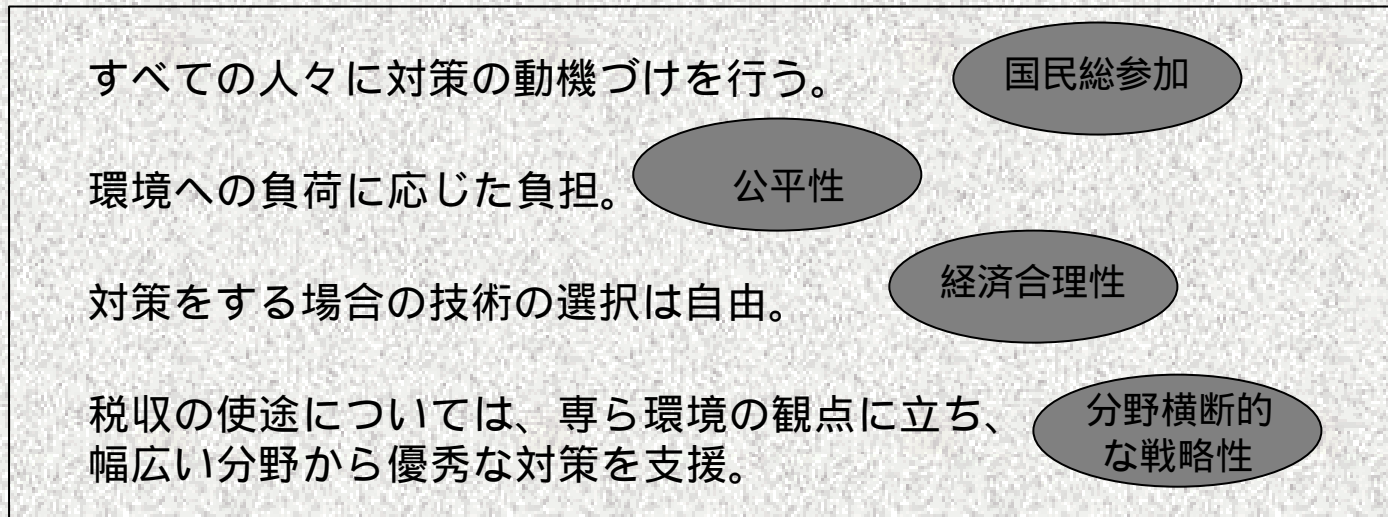
- ・ 温室効果ガスの排出源に環境の観点から公平に幅広く課税。
- ・ 税収の使途も幅広い分野の中での優良な温暖化対策（これまでの対策の強化に加え、以下を視野に入れて広く支援）。
 - CO₂以外の温室効果ガスも含めた排出抑制対策
 - 都市改造や吸収源対策
- ・ 政府の収支差を改善するための狭い意味での増税でなく、税収を積極的に対策のための投資等へ還流（環境投資促進措置）。

第1ステップの取組の評価・見直し

石油税も含め、対象とする。

環境と経済とが両立する社会への改革のための税の活用

温暖化対策税を活用する多くの利点



・省エネ型製品等の世界標準づくり等

・環境ビジネスの比較優位の強化

・環境と経済が両立し、持続的に発展する新しい国家モデル

(参考) 自動車税制のグリーン化

平13.4、自動車税のグリーン化創設。

排出ガス、燃費に関して性能の良い自動車について自動車税を軽減し、環境負荷の大きい自動車について重くする制度。

これを受けて、低公害車・低燃費車の普及が急拡大。

保有台数	平12	平13
ハイブリッド自動車(台)	50,566	74,256 (46.8%増)
低燃費かつ低排出ガス認定車(台)	569,170	2,081,379 (265.6%増)

国土交通省登録データによる。